

荏原郡の水利と摘田(一)-谷田地帯における中世水田へのアプローチ-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高島, 緑雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/6041

荏原郡の水利と摘田(一)

——谷田地帯における中世水田へのアプローチ——

高 島 緑 雄

はじめに

一 河川の性格

二 天水田(以上本号)

三 溜池(以下次号)

四 摘田

むすび

はじめに

本稿は、端的に言って近世・近代史料を使用する中世史研究である。成功はおぼつかないが、あえて試みる意図は、史料不足をかこつ中世東国の村落史研究を進め、中世村落の具体像を獲得するためには、いろいろな方法が援用され活用されなければならない、と言うことにある。

われわれは、『武蔵田園簿』という貴重な史料に恵まれている。そこには、天正末年以来の初期検地を通して変貌したとはいえ、中世の農民が達成し、また制約されていた耕地開発の実情を、包括的に把握することができる示唆が満ちている。同時に、残存する近世の村方史料から各村落の耕地の実態を検討するとき、もちろんのことであ

るが、そこには多くの「近世的要素」がつけ加っている。この要素を「消去」すれば、中世の耕地、とくに水田の様相を明らかにすることができるのではなからうか。またその方法によって、いまだ抽象的把握にとどまっていると言わざるをえない中世東国農村の後進性なるものを具体的に理解し、東国社会の歴史発展の特殊性と一般性を、その実態に即して考えることができるかもしれない。

研究対象は、武蔵国荏原郡の谷田地帯である。江戸時代には、一六四〇年代で七九ヶ村、その後新田村の成立と分村の形成があり、九四ヶ村に増加する。武蔵国では中規模の郡域である。概して南武蔵の東南部を占め、現在の行政区画では、東京都港区の南部、品川・大田・目黒区の全域、世田谷区の東南部にあたり、多摩川が南方の橘樹郡との境界を画する。目黒川等の中小河川およびその支流が、台地を開析して狭長な谷を形づくる。水田稲作農業がこの地に伝ってから水田が廃絶するまで、耕作は一貫して本流と支流の谷合で行われ、いわゆる谷田農耕が継続した。もともと多摩川河口域の三角洲と左岸（北岸）の氾濫原には、開けた水田地帯が展開していたが、本稿では研究の対象から除外した。

なお「荏原郡」という地域限定は、本質的な意味をもたない。荏原郡に隣接する豊島郡にも多摩郡にも、本文で検討する地形条件を共有するところが多いのであるから、地域類型は別の指標で設定されなければならない。「荏原郡」はあくまでも便宜にすぎない。

一 河川の性格

昭和のはじめ頃までは川の水はすんでいて、鯉、鮒、たなご、その他の魚が春先になると群をなしておよぎまわり、岸辺には四季とりどりの草花がさき乱れ、ところどころには水車がまわり、詩情ゆたかな農村風景がみられ、夏になるとふんどし一つで子供たちが泳ぎまわったものである。

この文は、東京都品川区中延（旧荏原郡中延村）の古老が回想する立会川のすぎ去った昔の情景である。半世紀後の今日、河口付近のほか流路はすべて暗渠と化し、一部は自動車の通行可能な道路に利用されている現状からすれ

ば、そこには、たしかに人間と自然とが織りなす牧歌的な農村風景がひろがっていたといえよう。しかし視点をかえてこの川の灌漑能力をみると、その谷底に存在した水田に、ほとんど用水を供給できないという、一転して別の相貌が浮びあがってくる。『東京府志料』中延村の項は、「用水カ、リナク天水ヲ待テ播種スレハ旱魃ノ患アリ」と述べて、立会川が灌漑と無縁の流れであることを予想させるし、また同じ川の流域下蛇窪村の寛政十一年（一七九九）の記録⁽²⁾は、

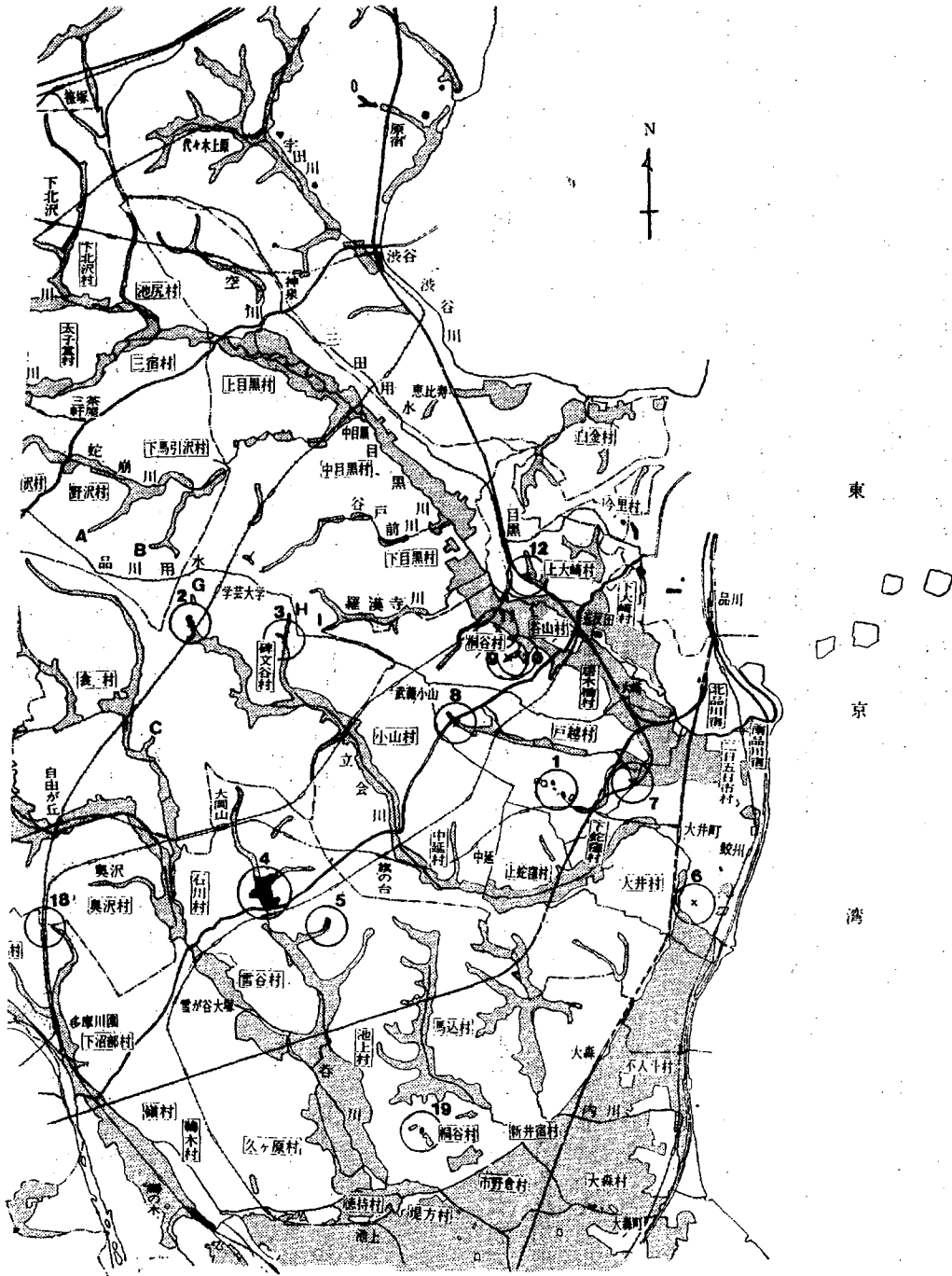
一用水之儀田反別六町四反八畝五歩、武蔵野之内多摩郡府中領境村地内ニ而、江戸御上水ノ分水被仰付、分水樋口ノ当村迄道法七里半余御座候間、用水組水末、殊ニ御上水御不足之節考、樋口分量相減、又者皆留等ニ相成、早損場ニ御座候、用水流末考、大井村字立会川江落申候、

と記述している。

下蛇窪村の田積は、元禄八年（一六九五）の検地で六町四反八畝五歩であつた⁽³⁾。この水田は立会川本流の谷底ないし狭長な小支谷以外にないのであるから、そこに展開する全水田が、台地上から谷底にそそぎこまれる品川用水がかりになつていたのである。立会川は、用水の流末を落す悪水⁽⁴⁾排水路にすぎない。しかも文政七年（一八二四）の記録⁽⁴⁾には、「既ニ当村田方反別之内、壹町三反歩余之場所ハ至而高場ニ而、当時之（品川用水の―引用者注）御分量ニ而、田作仕付り不申候ニ付、拾四五ヶ年已前ノ無余儀畑作仕付仕、御年貢之義ハ、田方御定免通御上納仕候間、小前百姓共必至と難儀仕候、」とあつて、品川用水の分水量の不足ゆえに、少なからざる田畑成が現われているのである。

要するに下蛇窪村では、立会川の流水と水田とは灌漑に関するかぎり無縁であつて、この川は灌漑機能をまったく欠いていた。立会川がもつこのような性格は、荏原郡の中小河川の下流域に共通する一般的な特徴であつたと考えられる。以下、やや具体的に史料に即して跡づけてみたい。

荏原郡を貫流する最大の川は、目黒川である。この名称は、二つの大きな支流北沢川と烏山川が、世田谷区池尻で合流してから品川で東京湾に注ぐまでの流路をいう。玉川上水の分水が、万治元年（一六五八）に北沢川の谷頭に、翌



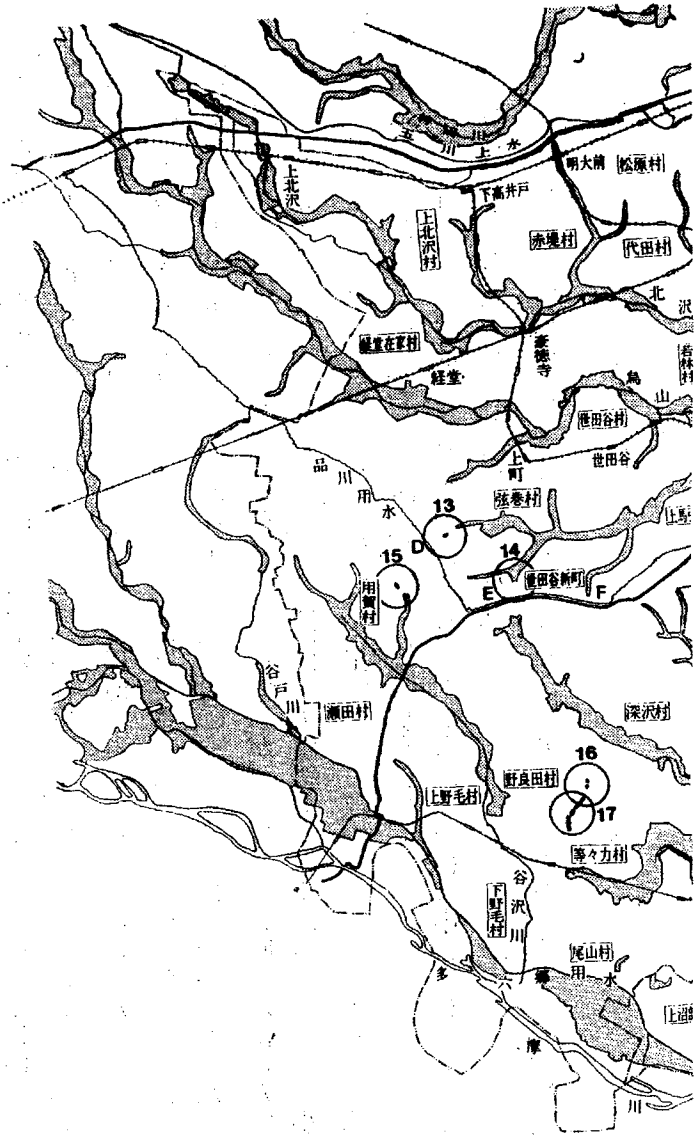
川と水田分布

- 記 号**
- 旧 郡 界
 - 現 区 界
 - 河 川・用 水
 - 水 田
 - 旧 宿 村 名
 - +— 国 鉄 線 路・駅
 - +— 私 鉄 線 路・駅

- 泉 池・溜 池
- 1 戸越公園池 2 碑文谷村山谷溜井 3 碑文谷村池ノ上溜井 4 洗足池 5 小池 13・14 弦巻村溜井 15 用賀村溜井 16・17 等々力村溜井 18 下沼部村池山溜井 19 桐ヶ谷村溜井
- ⊗ 溜 井 新 田
- 6 大井村溜井新田 (旧所在地不明) 7 二日五日村溜井新田 8 戸越村溜井新田 9・10・11 桐ヶ谷村溜井新田 12 上大崎村溜井新田

凡 例

- (1) 本図は、明治13~14年測図1:20000地形図(迅速測図)「麴町区」・「品川駅」・「羽田村」・「内藤新宿」・「二子村」, 明治42年測図1:10000地形図「三田」・「品川」・「世田谷」・「碑文谷」, 大正5年測図1:25000地形図「東京西部」, 大正6年測図1:25000地形図「川崎」・「田無」・「東京西南部」・「溝口」を総合して作図した。
- (2) 読図の便をはかるため、旧郡界・現区界・現鉄道線路および駅を補入した。



0 0.5 1 2 3km

第 1 図 荏原郡の河

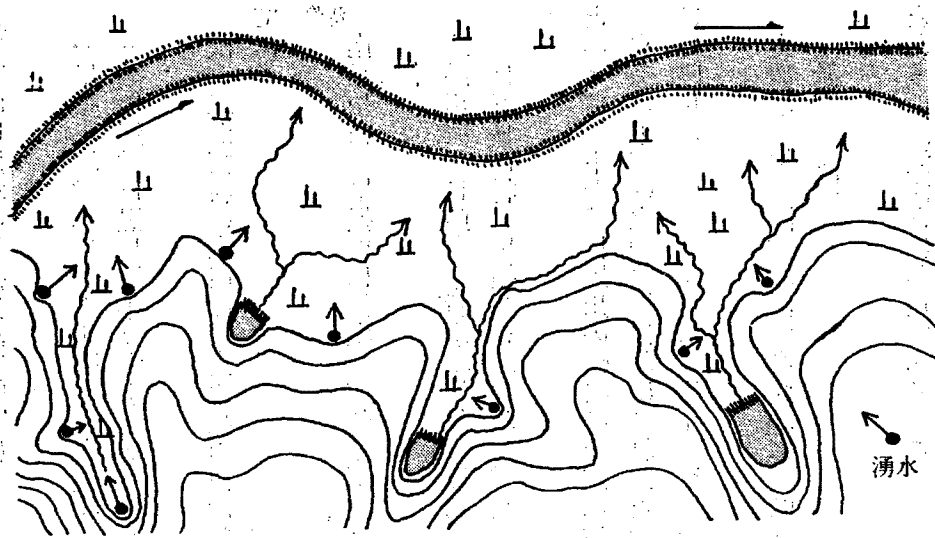
二年に烏山川の谷頭に導かれ、この二つの自然の川は、北沢用水・烏山用水ともいわれた。北沢川左岸（北岸）には、支谷の水を集めて本流に落ちる「赤堤川」⁽⁵⁾・「松原川」・「下北沢川」・「溝ヶ谷川」があり、目黒川本流左岸には、空川・篠谷川、右岸には蛇崩川・谷戸前川・羅漢寺川・「戸越川」・「戸越公園川」などがある。これらの目黒川水系で、堰止用水路灌漑が検証できるところは、北沢川と烏山川の本流と、その合流点から数百メートルの下流域に限られていたようである。それ以外は、後述するように溜池灌漑・湧水灌漑および品川領九宿村に利用を限定する品川用水の導水による灌漑であったとして大過ない。そこで明治・大正期の地形図（第1図）がえがく北沢用水・烏山用水の指示と関連史料および既往の研究を点検してみよう。

- (1) 上北沢村では、「承応三年（一六五四）玉川上水が完成、四年後の万治元年に同上水から分水して、北沢川を用水としてから、北沢川につなぐ導水路に沿って、新に土地を低く削りとって水田を開発したものであることが、等高線の不自然さから明瞭で、農民の水田獲得に対する執念と努力のほどがうかがえる」⁽⁶⁾。その結果「もと村民等がのみ水の為にこひ奉りし分水なれど、今はみかさもまさりしかば、此分水を得て新田多く出来」⁽⁷⁾し、正保年間の水田石高五九石九二一合が、元禄十四年（一七〇一）検地では、一〇四石七八六合とほぼ倍増した。
- (2) 両川本流の流路は、谷底の中央を通るところもあるが、しばしば谷底の水田と左右両岸台地上の畠などの境界をなす緩傾斜のうえを走っている。この場合には、緩傾斜上の本流から水田へ落す小水路があったはずである。
- (3) 若林村・太子堂村・三宿村の村内では、烏山川本流から取水する三本の用水路を明瞭に描いている。『新編武蔵風土記稿』（以下『風土記稿』と略称する）の若林村条は、
堰棒三ヶ所、一は西方世田ヶ谷村の境にあり、上堰と云、一は谷中耕地にあり、中堰と云、一は代田村の方にあり、下堰と云、いづれも幅八・九尺許、
と記して堰止灌漑を伝えている。また天保十四年（一八四三）三月「太子堂村明細書上帳」⁽⁸⁾には、

自普請所

一板堰式ヶ所

但田用水ニ相用申候、
幅志文・長三間、



第2図 「たて灌漑」の概念図

とあり、そのほか森家文書には堰普請の史料が現存する。
 (4) 上目黒村地内にも一本の用水路が読みとれる。これも堰で取水したであろう。

ところが中目黒村で目黒川が蛇崩川を合せた地点以後の下流域では、地形図上に用水路の描示はなく、堰なしし用水路の存在を証する史料にも接しないのである。この川の下流域は、その谷底のいちじるしい低平のため、高低差を利用して、引水対象の水田の上流に堰を設けることが困難であったためであろう。堰止用水路灌漑を欠くときの湧水以外はない。筆者はこのような灌漑方式を、本流の流下方向に向ってたて方向に用水を落す「たて灌漑」という類型でとらえ、おおむね本流の流下方向に沿って用水を供給する堰止用水灌漑方式、「よこ灌漑」の類型と対置したいと考える。実際には、両者が複合して給水する水田があったことは当然である。

このように「たて灌漑」が優越する下流域目黒川の性格について、江戸時代の諸史料が言っていることを聞いてみる。『風土記稿』は上目黒村条で「西より東へ貫て、目黒川の流れ村の中程を延亘して、(中略) やゝもすれば水溢するにより、旱魃水災ともに患あり」とい、同じく下目黒村条では「村内目黒川かゝれども、地高ふして用水に漑き難きによりて、天水を用ひて水田を耕す、されど霖雨あれば又漂溢して水災を免れず」として、流域水田に用水不足による旱損と溢水による水損の両災をもたらす厄介な川にえがく。宝暦十三年(一七

六三) 中目黒村「村指出銘細帳」⁽⁹⁾は、文意不明なところもあるが、記述はやや詳しくなる。

一 早損田場、小目黒石川町中と之義者、不足之場所故、早続候得者、渴水仕候而損毛多、難義仕候、
一 損田畑、目黒川通年々大水之節、田畑耆町余、或二・三町程宛損毛仕候、

次の三か宿村の水田は、南北品川宿西側の目黒川河口平地に展開していた。水田と目黒川とのかかわりはこのようである。

南品川宿 早損場に御座候、勿論雨繁き年は目黒川出水故、耕地水押開キ、川末水落候節者湛申候間、⁽¹⁰⁾□損も御座候、

北品川宿 日照之年者水不足故、早損御座候、目黒川出水之時者年々水損も御座候、⁽¹¹⁾
二日五日市村 早損多き地なれど、又大雨あれば目黒川溢れて水損、(『風土記稿』)

とあって、下流域目黒川の性格を適確に述べているのである。

立会川下流の水利事情は前に触れたとおりである。目黒川・立会川以外の他の水系である呑川水系の諸小河川および多摩川水系の谷沢川では、堰止灌漑の存否を検証する史料は乏しい。『風土記稿』によれば、その久ヶ原村条に

大坊堰 幅二間、深沢流を此堰にてせきり、池上村及び当村の用水とす、故に破壊せる時はこの二村にて修理すと云、(後略)

とある。深沢流とは呑川である。この堰で取水した用水路は、第1図の久ヶ原村地内で、呑川の本流右岸に並行して走る水路に該当しよう。また同書の馬込村条には、

千足池 (前略) 今は旱魃の備へに、平常には堰をいれて水を湛へ置のみなり、(後略)

という「堰」は、堰堤を兼ねる中原街道の道路敷に構築した水門に付属する施設と考えられ、千束川(呑川の支流)本流を堰止めて、取水口から用水路を伸ばす類の堰ではなかったであろう。

本稿の対象外では、北蒲田村条は

堰枿 字若宮と云所にあり、横一丈一尺五寸・高五尺、この所は村内の地なれども、大森・堤方と三村組合の堰なり、この堰、寛政十二年までは塚樋なりしを、御修造ありて堰枿となる、

といい、六郷用水を分水する堰であった。『風土記稿』荏原郡諸村のうちで堰に関する記述は、前出の若林村を加えて四件にすぎない。もとより各水系の諸河川には、太子堂村の堰のように『風土記稿』の編者が省略したものや、注意に値いしなかったほどの小規模な堰の存在を想定しなければならぬであろう。

たとえば『風土記稿』が、みずから代田村条で、

多磨川分水(北沢用水―引用者注) 西の方より村内へ流いり目黒村の方へいづ、幅三・四間、こゝかしこに引わかちて水田の用水となる、(後略)

と記して、本流の流水を「引わか」つための、小規模な堰があったことを示唆しているのである。しかしそれにもかかわらず、荏原郡の諸河川が開析した大小の谷の形状や湧出・流下水量の寡少という、劣悪な自然条件に規定されて広汎に残存した天水田が、近世においても堰がうるおす用水田を超えていたのではないかと思う。この想定は、この地の古代・中世の水田のあり方を求めるうえに、有効な視点になるであろう。玉川上水の分水をうける諸用水というきわめて近世的な用水体系を消したあとに、「たて灌漑」と天水田の卓越を、その時代にこそ典型的に予想するか

らである。

注

- (1) 品川区教育委員会「品川区の橋と坂」
- (2)(3) 寛政十一年七月 下蛇窪村「村方之儀明細書上帳」(『品川区史統資料編』一所収)
- (4) 文政七年六月 下蛇窪村「村差出明細書上ヶ帳」(『品川区史統資料編』一所収)
- (5) 「」内の河川名は筆者による仮称、以下同じ。
- (6) 世田谷区教育委員会「世田谷の歴史散歩」(三田義春執筆)
- (7) 『新編武蔵風土記稿』荏原郡上北沢村条、以下同書からの引用は「大日本地誌大系」本による。
- (8) 『世田谷区史料』四所収
- (9) 『目黒区史料編』所収
- (10) 天明三年三月 「南品川宿村鑑書上帳」(『品川区史資料編』所収)
- (11) 寛政四年六月 「北品川宿村鑑書上帳」(『品川区史資料編』所収)

二 天 水 田

『風土記稿』をはじめ、江戸時代の村方文書から明治五年(一八七二)の『東京府志料』にいたるまで、荏原郡諸村に存続した天水田に言及する史料はきわめて多量である。ここでは、それを項目別に整理し、繁をかえりみず列挙することにした(第1図参照)。

水系別

(1) 目黒川水系

赤堤村 地形平かに多磨川の分水(北沢用水―引用者注)を田間に引て用水となせども水利宜しからず、

多くは天水を俟て耕作をなす、(『風土記稿』)

松原村 ①一、此村惣而天水場ニ而御座候、用水掛り無御座候、少々之溜井御座候而、出水・天水を溜置、

用水ニ仕候得共、水不足ニ付度々旱損仕候、尤右田場(総水田反別は八町三反三畝一〇歩―引用者注)式

町三反九畝拾四歩之所、上北沢村ヲ用水流（北沢用水―引用者注）少々落申候得共、照統申候節者水不足ニ付、天水を用申候間、不残早損仕候、（天明八年四月「松原村村鑑帳」¹）②田場不残天水場、（文化五年四月「武蔵国世田谷領略村鑑」、以下「略村鑑」と略称）

三宿村 真間南は水路不便にて天水場なり、故に早損の患多く、北は多磨川の余水（北沢用水―引用者注）及烏山の用水を引て耕作の事をなせり、（『風土記稿』）

池尻村 用水ノ便アシク、天水ヲタ、ヘテ耕ス、故ニ早損ノ患多シ、（『東京府志料』、以下『府志料』と略称）

弦巻村 ①用水を引くによしなくして、天水を俟て耕作をする地なるにより、早損の患多しといふ、（『風土記稿』）②田場不残天水場、（『略村鑑』）

中馬引沢村 用水ハ弦巻村天水流末ヲ用ユ、故ニ早損ノ患ヒ多シ、（『府志料』）
下目黒村 村内目黒川か、れども、地高ふして用水に漑き難きによりて、天水を用ひて水田を耕す、（『風土記稿』）

谷山村 用水ハ三田用水ヲ引ク、又天水ヲ待テ播種スル所モアリ、（『府志料』）

(2) 立会川水系

碑文谷村 ①殊に天水を用ひて耕種するゆへ、動もすれば早損を患ふ、（『風土記稿』）②田場之儀者用水無之、天水ニ積田仕付、（天保十五年十一月 碑文谷村「米相場ニ付願書」³）

小山村 天水ヲ待テ播種スル故、早損ノ患アリ、（『府志料』）
中延村 用水カ、リナク、天水ヲ得テ播種スレハ、早魃ノ患アリ、（『府志料』）

(3) 呑川水系

衾村 一、早損田 上田式町程 中田三町程 下田十五町程 都合廿町程（総水田面積は三一町五反二畝五歩―引用者注）、右当村之義者天水場故、留次悪敷、年々荒申候、（宝曆十二年三月 衾村「指出帳」⁴）

石川村 ①天水を得て耕す、（『風土記稿』）②用水ハ深沢流（呑川―引用者注）ヲ引ク、（『府志料』）

馬込村 ①水田はことに少し、それも天水を湛へて沃き入ゆへ、常に用水の足らざるを患とす、(『風土記稿』) ②用水カ、リナク、天水ヲ待テ播種ス、故ニ早損ノ患アリ、(『府志料』)

(4) 谷沢川

用賀村 田場不残天水場、(『略村鑑』)
野良田村 ①田場不残天水場、(『略村鑑』) ②天水場ナレハ早損ノ患ヒ多シ、(『府志料』)

村別

(5) 品川領九宿村 (南品川宿・北品川宿・二日五日市村・大井村・上蛇窪村・下蛇窪村・戸越村・桐ヶ谷村・居木橋村)

品川領之儀、往古(品川用水開通以前)引用者注) 天水場ニ而致早損、(明和八年六月「九宿村返答書」)⁽⁵⁾

(6) 太子堂村他一四村(野沢村・三宿村・池沢村・池尻村・深沢村・石川村・代田村・松原村・赤堤村・経堂在家村・太子堂村・下沼部村・下野毛村・奥沢村)

一 鉢谷田天水・籠田畑灰土之場所、(中略) 畑間田場村之夏向専用之砌一概ニ干上リ、実法時分雨天之節者大水相湛、干兼萌腐等出来、(天保十四年九月「年貢増方免除願」)⁽⁶⁾

(7) 増上寺御霊屋料荏原郡諸村(中延村・馬込村・衾村・等々力村)

私共村方之儀者、元来天水而巳之村方ニ有之候処、当巳年之義者何拾ヶ年にも無之早魃ニ而、田方之儀多分不作ニ有之、少々植付候而も仕付荒ニ相成、一統難儀仕候、(文政四年「年貢減免願」)⁽⁷⁾

これらの挙例で明らかのように、本稿が検討の外においた六郷用水がかりの多摩川河口低地と多摩川左岸の氾濫原に水田をもつ諸村をのぞき、荏原郡の中小河川が開析した谷田地帯では、天水田ゆえの早損場が横溢しているのであって、ここに天水利用→用水不足→早損場という水田の類型を設定できる。適宜な史料を提示できなかった村々においても、天水田が占める割合は高いと予想することができる。

ところで、われわれは「天水」という語から、とすれば降雨水、とくに植付期にあたる梅雨時の雨水を思いやすい。「天水を俟て耕作をなす」、「天水ヲ待テ播種」などという表現が導く予断である。天水の語義はもっと広く理解

されなければならぬ。挙例の範囲でも、中馬引沢村の水田は「弦巻村天水流末」を用いるといい、馬込村では「天水を湛へて沃き入」れるという。前者は中馬引沢村の水田を灌漑する蛇崩川の流水そのものが天水なのであり、後者では天水を貯溜する溜池の存在を予想させる。そうだとすれば、石川村の天水は呑川の流水を意味し、後述する下沼部村の一七か所の溜池は、天水を蓄わえる猫額大のそれであつたらう。天水とは、溜池からの取水と湧水およびその集中水路の全体を意味する。いいかえれば、堰取水の用水以外の谷田の水が、すべて天水なのである。

次に諸史料には、天水のほかに「清水」とか「出水」という語が散見する。次のごとくである。

(1) 目黒川水系

馬引沢村 清水 下馬引沢の内小名鶴ヶ久保と云ところより流れ出、又同じ辺小名清水と云所よりもわづかの流れありて一流となり、村内所々の水田に沃く、(『風土記稿』)

二日五日市村 清水二 一は三竹耕地の山裾にあり、字神平清水と唱ふ、一は苗木原の山下にあり、共に其辺の用水とす、(『風土記稿』)

南品川宿

小名 池下耕地 東海寺の南門より末の方に当れり、神平清水と云池の辺なればなり、池は二日五日市村に属せり、(『風土記稿』)

(2) 呑川水系

衾村 用水ハ村内湧出ノ清水井深沢ノ出水ヲ引ク、(『府志料』)

奥沢村 ①ことに水利不便なる地にて、用水は僅かに清水の流れを引用ゆれば、やゝもすれば旱損ありと云、(『風土記稿』) ②用水ハ衾村清水ノ流レヲ引用ユレハ、動モスレハ旱損ノ患アリ、(『府志料』)

雪ヶ谷村 水田は谷合の少しく平なる所にひらきたれば、もとより多からず、夫も僅かに都合の清水を引てせきいるれば、用水に乏しくして、やゝもすれば旱損の患あり、(『風土記稿』)

清水・出水はもちろん湧水である。かつて湧水は、荏原郡の中小河川が開析した谷頭や崖端に、また低地の噴出井戸として無数に分布していた。都築秀穂は一九五〇年代後半に、北沢川・烏山川合流点から下流の目黒川流域の湧水

を調査し、左岸に一四か所、右岸に二五か所、計三九か所の、現に湧出している湧水と、すでに埋没したそれを確認している。⁽⁸⁾ 挙例の馬引沢村の湧水について、三田義春は「鶴ヶ久保」を、下馬引沢村にかかわる蛇崩川右岸の支谷が、西南方向に野沢村に穿入した谷頭の部分（第1図A）にあて、「水源湧泉地は、現在の野沢2丁目の鶴ヶ窪公園である」とし、「清水」を「鶴ヶ久保」の谷の東側で先端が二股に分れる支谷の、その西側の谷頭に比定（第1図B 現下馬三丁目一番および野沢三丁目一九番）し、「この一带湿地、地名を清水という」とする。⁽¹⁰⁾

衾村の「村内湧出ノ清水」は現在地に特定できないが、同じく三田の復元図には、現東急東横線都立大学駅南方の小支谷の谷頭（第1図C）に「原の清水（湧水池）、原の大杉という樹令千年以上の杉数本を中心に一帯は一大杉林で昼なお暗かった」としているように、「原の清水」をふくむいくつかの湧水であつたらう。雪ヶ谷村についても、平野栄次の調査⁽¹²⁾は、次のことを明らかにしている。

市ヶ谷方の水神宮の祀られているところからは、大量の水が湧き出していて、ここから呑川にかけての谷中耕地といわれている水田地帯は、この水神様の水でまかなわれていた。そしてのちには大きなコンクリートの管で水を引き、灌漑を行っていた。旧荏原郡では大量の湧水は三か所あつたが、この水神の湧き水は最も大量の水が出ていたといわれている。（中略）

二月十一日はこの水神のお祭りの日で、雪ヶ谷八幡から神職が来て、祝詞を奏上した。水神宮のお祭りはこの水神の湧き水を使用する水田の持ち主たちが、当番となって執行しており、この日はオコワ（赤飯）を炊いて、竹の皮に包み、お参りに来た人たちにこれを授与している。水神様のオコワを食べると風邪引きがなるといわれている。

このような湧水が、湧出量の多少にかかわらず天水の供給源であつた。三田は、現世田谷区の旧村の境界線が、台地に深く樹枝状にくいこんだ支谷の崖線に一致する九例をあげ、「枝谷水田の開発や水源確保の努力が、村域形成の上で境界線として明瞭に残つた例⁽¹³⁾」とし、例外なく谷頭の湧水を図上に復元するように、湧水が支谷の天水田に占め

る役割は重要であった。後述する溜池の築造も、湧水池の整備拡充の方向で考えなければならぬであろう。

なおここで付言しておかなければならないが、前述の用水がかりの諸村にも、少なからぬ天水田があった。赤堤村・松原村・代田村・経堂在家村・太子堂村・三宿村・谷山村・上沼部村・下沼部村などの諸村である。これら諸村の天水田は、堰止灌漑用水がかからない支谷の全部と、その本谷への開口部周辺に展開していたであろうことは確実であって、きわめて概念的には、筆者のいう「たて灌漑」の水田を天水田と等置してよいと思う。「よこ灌漑」と「たて灌漑」の複合併存も、また十分に設定し得る類型といえるのである。

天水田は用水不足の早損場である。品川領九宿村も、品川用水開通（寛文九年―一六六九開通、元禄四年―一六九一改修）以前は、「往古天水場」であった。諸用水の開通以前には、支谷はもとより本谷にも、天水田が全面に拡がっていたはずである。加えて「出水之時者、年々水損」、「霖雨あれば又漂溢して水災を免れず」という目黒川、「霖雨の時は、時として水溢れ、近きあたりの田畑をひたす」呑川水系の洗足川にみられるように、恒常的に水旱の両災をうける水田があった。

このような条件が、この地における水田のいちじるしい低生産性を規定した。こころみに、第1表で荏原郡谷田地帯諸村における水田の等級別石盛を表示した。もちろん石盛は、生産性を示す相対的な指標にすぎないが、それにして低生産性はおおいがたい。しかし子細にみれば、およそ次の特徴を指摘できよう。

- (1) 天水田が多いという北沢川および烏山川流域諸村の石盛は、北沢・烏山両用水が導入されてからはほぼ四〇年後、天領に行われた元禄検地においてもきわめて低い。この特徴は、「田場不残天水場」という弦巻村・用賀村・野良田村、「用水ハ弦巻村天水流末ヲ用」いる（中）馬引沢村と共通する。
- (2) 北沢川水系で池沢村、谷沢川水系で野良田村は、上田が皆無であり、池沢村には中田すらない。おそらく劣悪な天水田が卓越していた証左であろう。
- (3) 中目黒村をのぞき、目黒川・立会川水系の品川用水・三田上水余水がかり諸村の石盛の高さが注目される。上大崎村などの上田石盛一三以下は、南武蔵の最高値である。この石盛は元禄検地での位付けであり、残念ながら諸村とも元禄検地以前の石盛を証する史料に接していないので明言できないが、用水の開通にともなう天水田か

第1表 水田の石盛

河川	村名	上田	中田	下田	下々田	出典年代
北沢川	上北沢村	9	7	5	4	元禄 14 (1701)
	松原村	9	7	5	4	元禄 10 (1697)
	代田村	10	8	6	4	"
	池沢村			5	3	明治 元 (1868)
	池尻村	9	7	5	3	明治 3 (1870)
鳥山川	経堂在家村	9	7	5	3	元禄 10 (1697)
	世田谷村	10	8	6		正保 3 (1646)
	若林村	9	7	5		明治 3 (1870)
蛇崩川	弦巻村	8	6	4		文化 5 (1808)
	馬引沢村	10	8	6(4)		寛政 11 (1799)
目黒川	中目黒村	10	7	5		宝暦 13 (1763)
	上大崎村	13	11	9		元禄 10 (1697)
	下大崎村	13	11	9		"
	桐ヶ谷村	12	10	9	7	元禄 8 (1695)
	居木橋村	12	10	8	6	"
	戸越村	12	10	8		"
	北品川宿	12	10	8	6	"
	南品川宿	13	11	9	7	"
二日五市村	13	11	9	7	元禄 10 (1697)	
立会川	上蛇窪村	11	9	7		元禄 8 (1695)
	下蛇窪村	11	9	7		"
	大井村	13	11	9	7	"
呑川	深沢村	11	7	6		天正 19 (1591)
	衾村	11	9	6		宝暦 12 (1762)
谷沢川	用賀村	9	7	6		文化 5 (1808)
	野良田村		8	7		"
多摩川	瀬田村	12	10	7		文化 5 (1808)
	上野毛村	12	10	7		天明 8 (1788)
	下野毛村	12	10	7		文化 5 (1808)
	等々力村	12	10	8		慶安 2 (1649)
	小山村	12	10	7		文化 5 (1808)

注) 『世田谷区史』上, 『世田谷区史料』, 『目黒区史資料編』, 『品川区史資料編』による。

ら用水田への転換が、水田石盛の位付けの引上げをもたらしているかもしれない。しかし後述するように、このことが水田石高増加の主要な要因ではない。

(4) 多摩川水系諸村の石盛の相対的な高さは、多摩川氾濫原所在の水田に、六郷用水が導かれた結果であろう。

以上の整理は、おおまかな予想であつて、より厳密には、現存の検地帳に記載される水田所在の小字名を現在地に比定し、当該水田の石盛の位付けと所在の地形および水利との関係を精査することによってのみ確認できることがらである。しかし(1)、(2)の場合は、全水田が天水田であるときはもちろん、「用水流(北沢用水―引用者注)少々落申候得共、照統申候節者水不足」(松原村)、烏山用水の「流末村ニ而水引足兼早損」(太子堂村) というように、用水の不足による早損場と天水田のための早損場との併存という条件が、北沢川・烏山川・蛇崩川・谷沢川流域諸村における水田の低生産性を、根本から規定していたであろう。

一方(3)の場合は、「当所(南品川宿―引用者注)用水(品川用水―引用者注)之儀、武蔵野境新田ニ而、四ッ谷御上水(玉川上水―引用者注)を致分水、七里余之所引取申候、依之日照相統候節ハ分水少クなく難儀仕候、惣而平生共当所之儀者水未ニ御座候間、早損場ニ御座候⁽¹⁴⁾」と南品川宿が述べるとはいえ、品川用水開通後には、現状も天水田であるとは主張しなくなるのである。享保七年(一七二二)以前、三田上水の余水を用水に利用していた諸村が、「左右之村々⁽¹⁵⁾之分水被下置候間、谷々□□相潤ひ、村々悪田も熟田仕候故、御取筒も段々相増、高免之御年貢無滯上納、百姓相統⁽¹⁶⁾」したと回顧するように、用水の導入が天水田⇨早損場の安定と生産力の一定の上昇をもたらした。

三田用水に関する記録は、天水田と用水田との関係について興味深い示唆を提供してくれる。三田用水は、玉川上水の水量不足のため、安永二年(一七七三)には、分水樋口を二分ないし三分明けに制限され、さらに年間二〇日から三〇日の給水をうけるにとどまった。ために「去巳年(安永二年―引用者注)は諸国一統満作之聞えニ候得共、当村々⁽¹⁶⁾は出来方不宜、中□⁽¹⁶⁾は仕付荒之荒田有之候⁽¹⁶⁾」という状態が生じた。また別の史料では、明和年間に

仕付水・養水共ニ引届不申、組合村々之内苗代水程は、其所に出水・清水等有之、苗代相賄置、植付之養水ニ用水相用候処は、苗代の後レは無之候得共、右之通用水乏ク候而ハ、一向養水不相届、仕付荒・不作仕候、且又出水・清水

第2表 水田石高の変化

用水・河川	村名(支配)	正保	万治～元禄	文化・文政	正保→(元禄) の本田増減率
北沢用水	上北沢村(天)	石合 59.921	石合 104.086	石合	+73.7%
	赤堤村(天・旗)	78.701		38.101	
	松原村(天・旗)		44.999	44.999 ^①	+116.2
	代田村(天・旗)	32.000	69.181	69.181	
	下北沢村(天・旗)	27.890	39.347	83.052	
	池尻村(天・旗)	8.400		18.888	
	池沢村(天)		310 ^②	310	
鳥山用水	経堂在家村(天・旗)	45.782	79.393	79.393	+73.4
	世田谷村(彦)	150.523	150.523		0
	三宿村(天・旗)	5.260		17.741	
三田用水	上大崎村(天)	220.587	77.853		+1.4
	下大崎村(天)		145.879 ^③		
品川用水	桐ヶ谷村(天)	82.380	121.179		+47.1
	戸越村(天)	38.021	85.294		+124.3
	下蛇窪村(天)	41.900	53.398		+27.4
六郷用水	瀬田村(彦)	195.730	196.719		+0.5
	上野毛村(彦)	31.517	31.552		+0.1
	下野毛村(彦)	154.213	51.391 ^④		-66.7
	小山村(彦)	33.089	33.089		0
蛇崩川	弦巻村(彦)	69.072	69.072		0
呑川	深沢村(天・旗)	86.247	81.729	86.729	-5.2
谷沢川	用賀村(彦)	85.954	85.954		0
	野良田村(彦)	31.824	31.824		0

- 注 ① 松原村は赤堤村の分村，化政期の両村水田石高合計は82石1斗
 ② 池沢村は池尻村の分村
 ③ 元禄期の上下大崎村の水田石高合計は，223石732合
 ④ 慶安3年9月の多摩川氾濫による荒廢

記号 (天) = 天領，(彦) = 彦根藩領，(旗) = 旗本領，(天・旗) = 天領と旗本領との相給

も一向無之、苗代・植付養水共に用水一通相用候村方、別而難義仕候、依之年々植付不仕場、或ハ仕付候而も草耕不相成場有之、格別之難涉ニ御座候⁽¹⁷⁾、

と述べ、分水制限が、たちどころに天水田あるいは荒田や不作田への逆転をもたらす危険と現実を、雄弁に物語っているのである。この事實は、近世の用水を消去して前代の状況を想定するうえに、十分な示唆をふくんでいるとしかければならない。

次に現存の近世初期検地帳類・正保の『武蔵田園簿』などで確認される水田石高と、万治から元禄の検地が打出したそれとの増減をみる(第2表)。

ここでの第一の特徴は、用水がかり諸村における水田石高の増加が顕著なことである。前述した上北沢村の水田石高の増加と同様に、北沢用水・烏山用水・品川用水が灌漑した諸村では、水田石高の増加がみられる。その増加比率は、品川水系の戸越村の一・二四・三%が最高を示し、同用水系では桐ヶ谷村・下蛇窪村とつづく。この水田石高の増加は、先に推定したような元禄検地における石盛位付けの引上げだけの結果では決してなく、主要な要因は水田面積の拡大、換言すれば水田の「新開」によったのである。石盛位付けの引上げのみでは、このように大幅な石高の増加はあり得ない。

はたして戸越村と下蛇窪村では、「去ル寛文中、品川宿御伝馬附村々為御救、多摩郡府中領境村先におゐて、玉川上水の内法式尺五寸四方之御分量を以分水被仰付、右用水被下置候後、追々高場之地所迄用水任潤沢、田場ニ新開仕、無程元禄八亥年検地繩入ニ相成⁽¹⁸⁾」⁽¹⁸⁾と伝える。「高場之地所を田場に新開した」とは、台地上に水田を造成するのではなく、天水さえ水がかりが悪い谷底の水田化であったはずである。おそらく用水開通以前には谷底にある畑地か、それとも三田上水余水がかり諸村という悪田⁽¹⁹⁾不安定水田であったろう。元禄検地は、品川用水開通後、たかだか四〇年にみえない短期間のうちに、急速に水田化した「新開」を本田にくみこんだ。

第二に、北沢・烏山用水系諸村においても同様な傾向がみられる。この場合、水田石高の増加は初期検地がつけた石盛位付けを引上げた結果とは考えがたい⁽¹⁹⁾。前掲『風土記稿』上北沢村条で言うように、「分水を得て新田多く出来」

したのである。この村では、北沢用水が通水してから元禄十四年（一七〇一）の検地までの約五〇年間に、七三・七%増の水田を造成した。その水田は、三田義春がいう玉川上水の分水口から「北沢川につなぐ導水路に沿って、新に土地を低く削りとして水田を開発した」²⁰ところにはかならない。この上北沢村の事例で典型的に検証できるように、両用水系諸村の、おそらく天水田が残存する支谷以外の本谷の水田化は、史料で明らかにされるかぎり、代田村の一六・二%を頂点として元禄検地までに進行し、その「新開」水田は、「新田」として一括されずに、本田高にくみこまれた。この場合、水田高増加率の高さのみ目をうばわれて、あたかも大規模な水田開発が進行したかのような錯覚を避けなければならない。村別の水田高の実増値は、増加率で最高の一・二四・三%を示した戸越村でさえ、たかだか四七石にすぎなかった。以下北沢・鳥山・品川用水系の水田高の増加をみると、四〇石台一村（上北沢村）・三〇石台三村（代田村・経堂在家村・桐ヶ谷村）・一〇石台二村（下北沢村・下蛇窪村）である。村別の水田高増≡新開水田の造成規模は、きわめて小さい。しかしこのような増加率と実増高の相関関係こそが、用水開通以前には、各水系谷底の全面的な水田化が阻まれていた実情を明日に語っている。たしかに各村の谷底低地のそこかしこには、水田化への可能性を秘めた畑や荒田が点在していたのであって、そのような景観が、中世後期にいたる時期までに達成された生産力の一定の到達点であり、また限界でもあったのである。

第三には、用水利用からはずれた蛇崩川・呑川・谷沢川水系諸村における水田高の固定（弦巻村・用賀村・野良田村）と減少（深沢村）が注目される。野良田村以外の右の三村と馬引沢村・衾村・碑文谷村・下目黒村などの谷田の谷頭は、台地上に導かれる品川用水の水路に近接しているところがあるが、そこへ用水は注がれない。後述するように、このことは幕府が決定した政治的措置の結果であって、決して地形条件とか技術の問題ではなかった。「田場不残天水場」という状態は、用水利用から除外され、自然灌漑に依存しつづけた当然の現象である。もしこれらの村にも用水が導入されたならば、一定の新開≡水田高の増加がみられたはずである。举例三村における水田高の固定は、初期検地に帰結する中世以来の水利条件に規定された水田造成の一定の到達点と限界を示すであらうし、深沢村における減少は、水利条件の悪化による田畑成の出現であつたらう。

以上の検討から近世の荏原郡谷田地帯には、天水田と用水田とが併存する地域と天水田のみの地域とがあり、両者

の相違は、一七世紀初中期に開発された玉川上水の分水を、用水に利用できたかどうかにかかわることが明らかになった。また分水の導入が、いぜん土地生産性の低位を持続しつつも、すくなくならぬ天水田を用水田へ転化させるとともに、水田面積の拡大をもたらした。この事實は、この地における顕著な近世的要素である。われわれが中世の水田の实情を想定するときには、このような近世的要素を「消去」復元する必要がある。そのとき、たとえばその谷頭に玉川上水の分水が注がれた北沢川・烏山川の全流路に、堰止灌漑が皆無であったと断定するにはためらいがあるが、他の河川と同様に主要な灌漑方法は、天水田の広汎な存在を規定する湧水・溜池灌漑であったと予想できる。したがって湧水および湧水を貯溜する溜池の検討なくして中世の水田の様相は考えられないのである。

〔補説〕

本論文成稿後に、正保『武蔵田園簿』を再読していたところ、次の記載に気づいた。

一高五拾五石四斗三升八合 皆畑

高木喜左衛門知行

谷山村

これによれば谷山村の耕地は、すべて畑であった。しかし元禄五年（一六九二）二月の検地は、上田Ⅱ四反一畝歩、中田Ⅱ六反三畝五歩、下田Ⅱ三反六畝一九歩、下々田Ⅱ一反三畝二四歩、合計一町五反四畝一八歩の水田を打出した。⁽²¹⁾

谷山村は、目黒川下流域の低地中央部を占地する村である。現国電山手線五反田駅西北方にのびている目黒川兩岸の自然堤防上に成立した集落であった（第1図参照）。この村が一七世紀前半に——たぶんそれ以前においても——後背湿地に水田をもっていない。理解に苦しむ事實であり、村落形成上の特別な理由があったかもしれない。畑も自然堤防上に限定され、明治四十二年測図の一万分の一地形図「品川」にも、竹林をふくむ畑地が、屋敷地といり混って、目黒川兩岸の堤防ぞいに広がっていた。

谷山村は、三田用水組合村であった。品川領九宿村にふくまれないこの村は、したがって目黒川右岸（南岸）にそそぐ品川用水の利用を禁止されており、左岸の三田上水余水の利用だけが、開田を可能にした条件であった。『品川

区史統史料編』(一)所収の元禄五年「谷山村検地帳」は抜粹である。原史料⁽²²⁾の水田所在字名を現地に特定できれば、この水田開発の特質と歴史的意義(筆者の関心に即して言えば、中世における非水田部分の水田化)が解明できるはずである。この谷山村の例は、品川用水の開通を契機に、九宿村に新開田が成立したという顕著な事実が意味するものを、より鮮明な形で現わしているといえよう。なお水田面積を石高に換算する手立てがないので、第2表に組み込めなかった。

注

- (1) 『世田谷区史料』四所収
- (2) 『世田谷区史料』三所収
- (3) (4) 『目黒区史料編』所収
- (5) 『品川町史』中巻所収
- (6) (7) 『世田谷区史料』四所収
- (8) 都築秀穂「目黒川下流部の地形並びに湧水」(『郷土目黒』四所収)
- (9) 世田谷区教育委員会『世田谷の歴史散歩』(三田義春執筆)
- (10) 注(9)および世田谷区教育委員会『世田谷の河川と用水』(三田義春執筆)第四一図
- (11) 『世田谷の河川と用水』第四一図
- (12) 大田区教育委員会『古老聞書』(平野栄次執筆)
- (13) 注(9)に同じ。
- (14) 天明三年三月「南品川宿村鑑書上帳」(『品川区史資料集』所収)
- (15) (16) (17) 『新修渋谷区史』引用「野崎家文書」
- (18) 文久元年「年貢納様につき品川領組合村々願書」(『品川区史資料編』所収)
- (19) この理由は、①正保三年彦根藩領世田谷村検地は、「五十式年以前(文禄三年)引用者注」之御縄打」の地詰検地であった。正保検地の石盛上田Ⅱ一〇、中田Ⅱ八、下田Ⅱ六という位付けは、文禄検地のそれを踏襲しており、正保以後水田石高は固定する。②彦根藩領に隣接する天領・旗本領相給の深沢村は、天正十九年検地が上田Ⅱ一一、中田Ⅱ九、下田Ⅱ七の位付けで、水田高七六石二四六合であったが、正保の水田高は八六石二四七合に増え、「元禄郷帳」では八一石二七九合に減少する。正保の水田高は、天正検地の石盛位付けを踏襲した微増であり、元禄検地で位付けの引下げを考えないか

きり、「元禄郷帳」における水田高の微減は、水田面積の減少である。したがって元禄検地の石盛は天正検地のままであったろう。③彦根藩領弦巻村では、万治二年（一六五九）に検地が施行された（『世田谷区史』上巻四八八頁）が、その結果以後固定する水田高が『田園簿』と同一であることは、万治検地が初期検地の石盛を変更しない地詰検地であったことを意味する。野良田村の明暦二年検地の場合も同様である。④世田谷村を除く北沢・烏山川水系諸村の初期検地における水田石盛を、上田Ⅱ一〇ないし九以下とは考えにくい。

(20) 注(9)に同じ

(21) 元禄五年二月「武州荏原郡阿佐布領谷山村御検地」(『品川区史続史料編』一所収)

(22) 東京都公文書館所蔵「昭和七年市域拡張当時荏原町役場引継書類」

(父高島 進の霊前に捧ぐ 一九八二・一・一九)